

## 計画参考 1 名古屋市防災会議条例（昭和 38 年 3 月 22 日 条例第 25 号）

改正 昭和 50 年第 28 号、平成 6 年第 7 号、同 12 年第 12 号、同 18 年第 72 号、同 24 年第 63 号

（趣旨）

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、名古屋市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成 12 年第 12 号）

（所掌事務）

**第 2 条** 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 名古屋市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（組織）

**第 3 条** 防災会議は、会長、副会長及び委員 70 人以内をもって組織する。

（会長、副会長及び委員）

**第 4 条** 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、副市長をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめその定める順序によりその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又は職員
  - (2) 愛知県の知事の部内の職員
  - (3) 愛知県警察の警察官
  - (4) 市を警備区域とする自衛隊の師団、部隊又は機関の長
  - (5) 市の教育委員会の教育長
  - (6) 市の消防局長
  - (7) 市長の部内の職員
  - (8) 市の地域において業務を行なう指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
  - (9) 前各号の者のほか、市長が防災上必要と認める者
- 6 前項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（平成 18 年第 72 号）

- 7 前項の委員は、再任されることができる。

（会議）

**第 5 条** 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、防災会議の議長となる。
- 3 防災会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 防災会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
(専門委員)

**第6条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。  
(幹事)

**第7条** 防災会議に、幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する関係機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。  
(部会)

**第8条** 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。  
(雑則)

**第9条** この条例に定めるもののほか、防災会議に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月25日条例第7号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月22日条例第12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月20日条例第72号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月11日条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 名古屋市防災会議運営要綱

**改正** 昭和47年6月29日、昭和50年6月27日、昭和51年6月30日、昭和61年7月25日  
平成25年6月13日、平成26年6月12日、平成27年4月1日、平成28年4月1日  
平成30年4月1日、平成31年4月1日、令和元年7月1日、令和元年8月1日  
令和2年5月15日、令和5年4月1日

(趣旨)

**第1** この要綱は、名古屋市防災会議条例（昭和38年条例第25号）第9条の規定に基づき、名古屋市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

**第2** 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

2 会議は、会長が特に必要と認める場合には、書面において開催することができる。この場合において、前項中「会議の日時、場所」とあるのは、「会議の期間」と読み替えるものとする。

(会議録)

**第3** 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(委員の代理者)

**第4** 委員は、やむをえない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかななければならない。

(専決処分)

**第5** 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 専決処分できる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合における災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 名古屋市災害対策本部の設置についての意見に関すること。

3 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(常任幹事)

**第6** 幹事のうち若干人を常任幹事とし、会長が指名する。

2 常任幹事は、常任幹事会を構成する。

3 常任幹事会は、会長の命により、事務局長が招集する。

(事務局)

第7 防災会議の事務を処理させるため、事務局を防災危機管理局危機管理企画室におく。

- 2 事務局に事務局長、主事及び書記をおく。
- 3 事務局長は、防災危機管理局長をもって充てる。
- 4 主事および書記は、職員のうちから市長が指名する。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

**附 則**

この要綱は、昭和38年7月24日から実施する。

**附 則** (昭和47年6月29日)

この要綱は、昭和47年6月29日から実施する。

**附 則** (昭和50年6月27日)

この要綱は、昭和50年6月27日から実施する。

**附 則** (昭和51年6月30日)

この要綱は、昭和51年6月30日から実施する。

**附 則** (昭和61年7月25日)

この要綱は、昭和61年7月25日から実施する。

**附 則** (平成25年6月13日)

この要綱は、平成25年6月13日から実施する。

**附 則** (平成26年6月12日)

この要綱は、平成26年6月12日から実施する。

**附 則** (平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

**附 則** (平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

**附 則** (平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

**附 則** (平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

**附 則** (令和元年7月1日)

この要綱は、令和元年7月1日から実施する。

**附 則** (令和元年8月1日)

この要綱は、令和元年8月1日から実施する。

**附 則** (令和2年5月15日)

この要綱は、令和2年5月15日から実施する。

**附 則** (令和5年4月1日)

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

## ○名古屋市防災会議委員等一覧

会 長 名古屋市長

副会長 名古屋副市長

### (1) 市の区域の全部又は一部を所管する指定地方行政機関

機 関 名	委 員	幹 事
東 海 財 務 局	局 長	
東 海 農 政 局	局 長	
中 部 経 済 産 業 局	局 長	
中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	部 長	
中 部 運 輸 局	局 長	
名 古 屋 海 上 保 安 部	部 長	
名 古 屋 地 方 気 象 台	台 長	次 長
東 海 総 合 通 信 局	局 長	
愛 知 労 働 局	雇 用 環 境 ・ 均 等 部 長	
中 部 地 方 整 備 局	局 長	総 括 防 災 官
〃		名 古 屋 国 道 事 務 所 長
〃		庄 内 川 河 川 事 務 所 長

### (2) 愛知県の知事の部内職員

機 関 名	委 員	幹 事
愛 知 県	建 設 局 長	尾 張 建 設 事 務 所 長
〃	防 災 安 全 局 長	防 災 安 全 局 災 害 対 策 課 長

### (3) 愛知県警察の警察官

機 関 名	委 員	幹 事
愛 知 県 警 察 本 部	警 備 部 長	名 古 屋 市 警 察 部 企 画 調 整 課 長
〃		交 通 部 交 通 規 制 課 長
〃		警 備 部 警 備 第 二 課 長

### (4) 市を警備区域とする自衛隊の師団、部隊又は機関の長

機 関 名	委 員	幹 事
陸 上 自 衛 隊	第 3 5 普 通 科 連 隊 長	第 3 5 普 通 科 連 隊 第 3 科 長

## (5) 市の教育委員会の教育長

機 関 名	委 員	幹 事
教 育 委 員 会	教 育 長	○事務局総務部総務課長

## (6) 市の消防長

機 関 名	委 員	幹 事
消 防 局	消 防 局 長	○総務部総務課長

## (7) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

(指定公共機関)

機 関 名	委 員
日 本 郵 便 株 式 会 社 東 海 支 社	常 務 執 行 役 員 東 海 支 社 長
西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 東 海 支 店	設 備 部 長
日 本 赤 十 字 社 愛 知 県 支 部	事 務 局 長
日 本 放 送 協 会 名 古 屋 放 送 局	チーフ・リード
東 海 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	東 海 鉄 道 事 業 本 部 長
日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社 東 海 支 社	執 行 役 員 東 海 支 社 長
東 邦 ガ ス 株 式 会 社	総 務 部 長
中 部 電 力 パ ワー グ リ ッ ド 株 式 会 社 名 古 屋 支 社	執 行 役 員 名 古 屋 支 長
中 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 名 古 屋 保 全 ・ サ ー ビ ス セ ン タ ー	名 古 屋 保 全 ・ サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長

(指定地方公共機関)

機 関 名	委 員
名 古 屋 港 管 理 組 合	専 任 副 管 理 者
一 般 社 団 法 人 愛 知 県 ト ラ ッ ク 協 会	会 長
名 古 屋 鉄 道 株 式 会 社	代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員 鉄 道 事 業 本 部 長
近 畿 日 本 鉄 道 株 式 会 社	執 行 役 員 鉄 道 本 部 名 古 屋 統 括 部 長
名 古 屋 高 速 道 路 公 社	理 事
株 式 会 社 中 日 新 聞 社	編 集 局 局 次 長
株 式 会 社 朝 日 新 聞 名 古 屋 本 社	編 集 局 報 道 セ ン タ ー 長
株 式 会 社 毎 日 新 聞 中 部 本 社	中 部 報 道 セ ン タ ー 室 長
株 式 会 社 読 売 新 聞 中 部 支 社	編 集 セ ン タ ー 部 長
株 式 会 社 中 部 経 済 新 聞 社	編 集 局 経 済 部 長

株式会社CBCテレビ	報道・情報制作局報道部長
東海ラジオ放送株式会社	政策局次長兼報道・スポーツ制作部長
東海テレビ放送株式会社	報道局報道部長
名古屋テレビ放送株式会社	報道センター長
中京テレビ放送株式会社	報道局報道部長
テレビ愛知株式会社	報道制作局報道情報グループ部長
株式会社エフエム愛知	編成制作部副部長
株式会社ZIP-FM	編成局長兼編成制作部長

(8) 前各号の者のほか、市長が防災上必要と認める者  
(市議会)

機 関 名	委 員
名古屋市会	議 長
〃	総務環境委員長
〃	財政福祉委員長
〃	教育子ども委員長
〃	土木交通委員長
〃	経済水道委員長
〃	都市消防委員長

(その他市長が防災上必要と認める者)

機 関 名	委 員
名古屋市消防団連合会	会 長
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会	副会長兼常務理事
一般社団法人名古屋市医師会	会 長
名古屋市区政協力委員議長協議会	議 長
名古屋市地域女性団体連絡協議会	会 長
私学をよくする愛知父母懇談会	会 長 代 行
名古屋商工会議所女性会	会 長
なごや消費者団体連絡会	会 長
公立大学法人名古屋市立大学	大学院看護学研究科 教授
愛知女性医師の会	理 事
公益社団法人愛知県看護協会	会 長

社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会	会	長
名古屋市民生委員児童委員連盟	理	事
名古屋市保健環境委員会	会	計

(注) ○印は、常任幹事



### 計画参考 3 名古屋市防災会議産業災害対策部会設置要綱

**改正** 昭和51年6月30日 昭和61年7月25日 平成25年6月13日 平成26年6月12日

平成27年4月1日 平成28年4月1日

(設置)

**第1条** 産業災害対策の強化推進を図るため、名古屋市防災会議条例（昭和38年3月22日条例第25号）第8条の規定に基づき、名古屋市防災会議に産業災害対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 部会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 産業災害の想定に関する事項
- (2) 産業災害の予防に関する事項
- (3) 産業災害の応急対策に関する事項
- (4) その他産業災害対策に関し、部会において必要と認める事項

(組織)

**第3条** 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

2 部会には、必要に応じて分科会を設けることができる。

(会議)

**第4条** 部会は、部会長が招集し、議長となる。

(事務局)

**第5条** 部会に関する事務は、名古屋市防災会議事務局（防災危機管理局危機管理企画室）が行う。

(雑則)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、昭和50年6月27日から施行する。

附 則（昭和51年6月30日）

この要綱は、昭和51年6月30日から施行する。

附 則（昭和61年7月25日）

この要綱は、昭和61年7月25日から施行する。

附 則（平成25年6月13日）

この要綱は、平成25年6月13日から実施する。

附 則（平成26年6月12日）

この要綱は、平成26年6月12日から実施する。

附 則（平成27年4月1日）

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

## 計画参考 4 名古屋市防災会議産業災害対策部会運営要領

改正 平成 28 年 4 月 1 日、平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

**第 1 条** この要領は、名古屋市防災会議産業災害対策部会設置要綱第 6 条の規定に基づき、名古屋市防災会議産業災害対策部会（以下「部会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

**第 2 条** 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 部会の議事は、部会長が主宰する。
- 3 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。
- 4 部会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは防災会議の他の委員もしくは専門委員または幹事、その他関係者の出席を求めることができる。

(分科会)

**第 3 条** 分科会は、部会長が指名する委員及び専門委員で構成する。

- 2 分科会は、部会長が招集し、部会長または部会長が指名する委員が会議を主宰する。
- 3 前条第 5 項の規定は、分科会についても準用する。

(部会の記録)

**第 4 条** 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

**第 5 条** 部会長は、部会の経過または結果を防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

**第 6 条** 部会の調査審議の推進をはかるため、委員の属する機関の職員による幹事会を設けることができる。

(その他)

**第 7 条** この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項はそのつど部会長が定める。

**附 則**

この要領は、昭和 50 年 6 月 27 日から施行する。

**附 則** (平成 28 年 4 月 1 日)

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 31 年 4 月 1 日)

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○名古屋市防災会議産業災害対策部会構成委員

中部経済産業局長

中部運輸局長

名古屋海上保安部長

愛知労働局長

愛知県防災安全局長

愛知県警察本部警備部長

陸上自衛隊第35普通科連隊長

名古屋市副市長

〃 防災危機管理局長

〃 総務局長

〃 環境局長

〃 住宅都市局長

〃 緑政土木局長

〃 消防局長

〃 港区長

名古屋港管理組合専任副管理者

学識経験者等（専門委員）

※名古屋市防災会議条例第8条第3項により部会長は、名古屋市防災会議会長が指名する委員をもって充てる。

## 計画参考 5 名古屋市防災会議地震災害対策部会設置要綱

**改正** 昭和51年6月30日、昭和61年7月25日、平成25年6月13日、平成26年6月12日、

平成27年4月1日 平成28年4月1日

(設置)

**第1条** 地震災害対策の強化推進を図るため、名古屋市防災会議条例（昭和38年3月22日条例第25号）第8条の規定に基づき、名古屋市防災会議に地震災害対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 部会は、次の事項を審議する。

- (1) 地震災害の想定に関する事項
- (2) 地震災害の予防に関する事項
- (3) 地震災害の応急対策に関する事項
- (4) その他地震災害対策に関し、部会において必要と認める事項

(組織)

**第3条** 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

2 部会には、必要に応じて分科会を設けることができる。

(会議)

**第4条** 部会は、部会長が招集し、議長となる。

(事務局)

**第5条** 部会に関する事務は、名古屋市防災会議事務局（防災危機管理局危機管理企画室）が行う。

(雑則)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定めるものとする。

**附 則**

この要綱は、昭和50年6月27日から施行する。

**附 則**（昭和51年6月30日）

この要綱は、昭和51年6月30日から施行する。

**附 則**（昭和61年7月25日）

この要綱は、昭和61年7月25日から施行する。

**附 則**（平成25年6月13日）

この要綱は、平成25年6月13日から実施する。

**附 則**（平成26年6月12日）

この要綱は、平成26年6月12日から実施する。

**附 則**（平成27年4月1日）

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

**附 則**（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

## 計画参考 6 名古屋市防災会議地震災害対策部会運営要領

改正 平成 28 年 4 月 1 日、平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

**第 1 条** この要領は、名古屋市防災会議地震災害対策部会設置要綱第 6 条の規定に基づき、名古屋市防災会議地震災害対策部会（以下「部会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

**第 2 条** 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 部会の議事は、部会長が主宰する。
- 3 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。
- 4 部会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは防災会議の他の委員もしくは専門委員または幹事、その他関係者の出席を求めることができる。

(分科会)

**第 3 条** 分科会は、部会長が指名する委員及び専門委員で構成する。

- 2 分科会は、部会長が招集し、部会長または部会長が指名する委員が会議を主宰する。
- 3 前条第 5 項の規定は、分科会についても準用する。

(部会の記録)

**第 4 条** 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

**第 5 条** 部会長は、部会の経過または結果を防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

**第 6 条** 部会審議の推進をはかるため、委員の属する機関の職員による幹事会を設けることができる。

(その他)

**第 7 条** この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項はそのつど部会長が定める。

### 附 則

この要領は、昭和 50 年 6 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日)

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日)

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## ○名古屋市防災会議地震災害対策部会構成委員

(順不同、敬称略)

委 員  
中 部 経 済 産 業 局 長  
中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部 長  
中 部 運 輸 局 長  
名 古 屋 地 方 気 象 台 長  
名 古 屋 海 上 保 安 部 長  
東 海 総 合 通 信 局 長  
中 部 地 方 整 備 局 長  
愛 知 県 防 災 安 全 局 長  
愛 知 県 警 察 本 部 警 備 部 長  
陸 上 自 衛 隊 第 35 普 通 科 連 隊 長

委 員  
名 古 屋 港 管 理 組 合 専 任 副 管 理 者  
西 日 本 電 信 電 話 (株) 東 海 支 店 設 備 部 長  
中 部 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド (株) 執 行 役 員 名 古 屋 支 社 長  
東 邦 ガ ス (株) 総 務 部 長

名 古 屋 市 副 市 長  
" 会 計 管 理 者  
" 防 災 危 機 管 理 局 長  
" 市 長 室 長  
" 総 務 局 長  
" 財 政 局 長  
" ス ポ ー ツ 市 民 局 長  
" 経 済 局 長  
" 観 光 文 化 交 流 局 長  
" 環 境 局 長  
" 健 康 福 祉 局 長  
" 住 宅 都 市 局 長  
" 緑 政 土 木 局 長  
" 教 育 長  
" 消 防 局 長  
" 上 下 水 道 局 長  
" 交 通 局 長

※名古屋市防災会議条例第8条第3項により部会長は、名古屋市防災会議会長が指名する委員をもって充てる。

## 計画参考 7 名古屋市災害対策本部条例（昭和 38 年 3 月 22 日 条例第 26 号）

改正 平成 12 年 3 月 22 日、同 24 年 10 月 11 日

（趣旨）

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、名古屋市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部長等）

**第 2 条** 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部）

**第 3 条** 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから、本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

（区本部）

**第 4 条** 区の区域ごとに当該区域における本部の事務を処理させるため、区本部を置く。

2 区本部に区本部長、区副本部長及び区本部員を置く。

3 区本部長、区副本部長及び区本部員は、災害対策本部員又はその他の職員のうちから、本部長が指名する。

4 区本部長は、本部長の命を受けて区本部の事務を掌理する。

5 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 区本部員は、区本部長の命を受けて区本部の事務を処理する。

（雑則）

**第 5 条** この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 22 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 11 日条例第 63 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 計画参考 8 名古屋市災害対策本部運営要綱

改正 昭和61年7月25日 昭和63年7月25日 平成11年6月14日 平成14年10月29日

平成26年4月1日 平成27年4月1日 令和2年4月1日 令和3年4月1日

(趣旨)

**第1** この要綱は、名古屋市災害対策本部条例（昭和38年名古屋市条例第26号）第5条の規定に基づき、名古屋市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長等)

**第2** 災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、会計管理者、名古屋市事務分掌条例（昭和22年条例第16号）に定める局、室の長、教育長、消防局長、上下水道局長、交通局長及びその他災害対策副本部長（以下「本部長」という。）が必要と認める者をもって充てる。

3 本部長は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として指名する。

4 防災監は本部長、副本部長に進言し、他の本部員に指示することができる。

(部)

**第3** 本部に別表第1に掲げる部及び別表第2に掲げる班（隊）を置き、各表に掲げる事務を分掌させる。

2 部に必要に応じて副部長を置く。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 班（隊）に班（隊）長を置く。

5 班（隊）長は、班（隊）の所掌事務について、部長を補佐するとともに上司の命を受けてその事務の処理にあたる。

(本部員会議)

**第4** 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部員で組織し、災害対策の基本的事項について協議する。

3 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(本部幹事会議)

**第5** 本部に本部幹事会議（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、会議の庶務、その他災害対策についての各部の連絡および各種情報の収集にあたるものとする。

3 幹事会に幹事長、副幹事長、幹事および連絡員を置く。

4 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表第3に掲げる者とし、連絡員は同表に掲げる各部の中から、各部長が指名する職員をもって充てる。

5 幹事長は、幹事の中から防災危機管理局危機対策室主幹（危機対策に係る総合調整）を防災調整官として指名する。

6 防災調整官は幹事長、副幹事長に進言し、他の幹事に指示することができる。

(区本部の名称等)



**第6** 区本部の名称及び位置は別表第4に掲げるとおりとする。

2 区本部に別表第5に掲げる班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

3 班に班長を置く。

4 班長は当該班の所掌事務について区本部長を補佐するとともに上司の命をうけてその事務の処理にあたる。

5 区本部長、区副本部長及び班長は別表第5に掲げる職にある者をもって充てる。

(区連絡会議)

**第7** 区本部に区連絡会議を置く。

2 区連絡会議は区本部長、各区隊長及びその他区本部長が必要と認める者をもって組織し、区域内の災害対策について協議する。

3 区連絡会議は区本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

4 会議の議長は、会議の結果、区域内の災害応急対策について緊急を要すると認めた場合には、関係区隊長にその処置につき必要な限度において必要な指示をすることができる。

5 会議の議長は、前項の指示を行ったときは、速かに本部長に報告するものとする。

(区本部連絡員室)

**第8** 区本部に区本部連絡員室（以下「区連絡員室」という。）を置く。

2 区連絡員室は、会議の庶務、その他区域内の災害対策についての各班、各隊相互間の連絡、各種情報の収集にあたるものとする。

3 区連絡員室に室長および連絡員を置き、区本部長および各区隊長が指名する職員をもって充てる。

(庶務)

**第9** 本部の庶務は防災危機管理局危機対策室で総括し、区本部の庶務は区総務課で処理する。

(雑則)

**第10** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど本部長が定めるものとする。

**附 則**

この要綱は、昭和38年7月24日から実施する。

**附 則**

この要綱は、昭和61年7月25日から実施する。

**附 則**

この要綱は、昭和63年7月25日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成11年6月14日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成14年10月29日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(別表第1 風水害等災害対策計画編 第1章第3節別表1-3-1と同一)

(別表第2 本編計画資料54と同一)

**別表第3**

幹 事 長	防災危機管理局次長
副 幹 事 長	防災危機管理局危機対策室長
幹 事	各部に属する参事、部長、主幹、課長の職にある者のうちから各部長が指名する者とする。
連 絡 員	各部に属する職員のうちから各部長が指名する者とする。

- (注) 1 本部幹事会議は、本部の設置と同時に開会し、本部設置期間中を通じて開催する。  
 2 連絡員は、災害対策本部連絡員室(東庁舎1階)に常駐する。  
 3 副幹事長は、幹事長に事故があるときその職務を代理する。

**別表第4**

名 称	位 置
名古屋市災害対策本部 千種区本部	千種区覚王山通8-37(千種区役所内)
名古屋市災害対策本部 東区本部	東区筒井一丁目7-74(東区役所内)
名古屋市災害対策本部 北区本部	北区清水四丁目17-1(北区役所内)
名古屋市災害対策本部 西区本部	西区花の木二丁目18-1(西区役所内)
名古屋市災害対策本部 中村区本部	中村区竹橋町36-31(中村区役所内)
名古屋市災害対策本部 中区本部	中区栄四丁目1-8(中区役所内)
名古屋市災害対策本部 昭和区本部	昭和区阿由知通3-19(昭和区役所内)
名古屋市災害対策本部 瑞穂区本部	瑞穂区瑞穂通3-32(瑞穂区役所内)
名古屋市災害対策本部 熱田区本部	熱田区神宮三丁目1-15(熱田区役所内)
名古屋市災害対策本部 中川区本部	中川区高畑一丁目223(中川区役所内)
名古屋市災害対策本部 港区本部	港区港明一丁目12-20(港区役所内)
名古屋市災害対策本部 南区本部	南区前浜通3-10(南区役所内)
名古屋市災害対策本部 守山区本部	守山区小幡一丁目3-1(守山区役所内)
名古屋市災害対策本部 緑区本部	緑区青山二丁目15(緑区役所内)
名古屋市災害対策本部 名東区本部	名東区上社二丁目50(名東区役所内)
名古屋市災害対策本部 天白区本部	天白区島田二丁目201(天白区役所内)

(別表第5 本編計画資料54と同一)

## 計画参考 9 名古屋市災害警戒本部運営要綱

平成11年2月5日制定

(趣旨)

第1 この要綱は、災害の程度が名古屋市災害対策本部を設置するまでに至らない場合に、設置する名古屋市災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害警戒本部長等)

第2 災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、市長をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- 3 災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部長は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として指名する。
- 6 防災監は、本部長、副本部長に進言することができる。

(部)

第3 本部に別表第1に掲げる部及び別表第2に掲げる班（隊）のうち、それぞれの一部を置き、同表に掲げる事務の一部を分掌させる。

- 2 部に必要に応じて副部長を置く。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 班（隊）に班（隊）長を置く。
- 5 班（隊）長は、当該班（隊）の所掌事務について、部長を補佐するとともに上司の命を受けてその事務の処理にあたる。

(本部室員会議)

第4 本部に本部室員会議を置く。

- 2 本部室員会議は、災害対策の基本的事項について協議する。
- 3 本部室員会議に本部室長、副本部室長及び本部室員を置く。
- 4 本部室長、副本部室長及び本部室員は、それぞれ防災危機管理局次長、防災危機管理局危機対策室長及び各部の中から各部長が指名する職員をもって充てる。
- 5 本部室長は、本部室員の中から防災危機管理局危機対策室主幹（危機対策に係る総合調整）を防災調整官として指名する。
- 6 防災調整官は本部室長、副本部室長に進言することができる。
- 7 本部室員会議は、本部室長が必要に応じて招集する。

(区本部の名称等)

第5 区本部の名称及び位置は、別表第3に掲げるとおりとする。

- 2 区本部に別表4に掲げる班の一部を置き、同表に掲げる事務の一部を分掌させる。
- 3 班に班長を置く。
- 4 班長は、当該班の所掌事務について、区本部長を補佐するとともに上司の命を受けてその事務の処理にあたる。
- 5 区本部長、区副本部長及び班長は、別表第4に掲げる職にある者をもって充てる。

(庶務)

第6 本部の庶務は防災危機管理局危機対策室で総括し、区本部の庶務は区総務課で処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど本部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表第1 風水害等災害対策計画編 第1章第3節別表1-3-1と同一)

(別表第2 本編計画資料54と同一)

### 別表第3

名	称	位 置
名古屋市災害警戒本部	千種区本部	千種区覚王山通8-37 (千種区役所内)
〃	東 区 〃	東区筒井一丁目7-74 (東区役所内)
〃	北 区 〃	北区清水四丁目17-1 (北区役所内)
〃	西 区 〃	西区花の木二丁目18-1 (西区役所内)
〃	中村区 〃	中村区竹橋町36-31 (中村区役所内)
〃	中 区 〃	中区栄四丁目1-8 (中区役所内)
〃	昭和区 〃	昭和区阿由知通3-19 (昭和区役所内)
〃	瑞穂区 〃	瑞穂区瑞穂通3-32 (瑞穂区役所内)
〃	熱田区 〃	熱田区神宮三丁目1-15 (熱田区役所内)
〃	中川区 〃	中川区高畑一丁目223 (中川区役所内)
〃	港 区 〃	港区港明一丁目12-20 (港区役所内)
〃	南 区 〃	南区前浜通3-10 (南区役所内)
〃	守山区 〃	守山区小幡一丁目3-1 (守山区役所内)
〃	緑 区 〃	緑区青山二丁目15 (緑区役所内)
〃	名東区 〃	名東区上社二丁目50 (名東区役所内)
〃	天白区 〃	天白区島田二丁目201 (天白区役所内)

(別表第4 本編計画資料54と同一)

**計画参考 10 名古屋市地震災害警戒本部条例**（平成14年7月23日 条例第55号）

**改正** 平成18年第72号

（趣旨）

**第1条** この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、名古屋市地震災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（地震災害警戒本部長等）

**第2条** 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置く。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめその定める順序によりその職務を代理する。

5 本部員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（1）市の区域の全部又は一部を管轄する法第2条第6号に規定する指定地方行政機関の長又は職員

（2）愛知県の知事の部内の職員

（3）愛知県警察の警察官

（4）市を警備区域とする自衛隊の師団、部隊又は機関の長

（5）市の教育委員会の教育長

（6）市の消防局長

（7）市長の部内の職員

（8）市の地域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員

（9）前各号に掲げる者のほか、市長が地震防災上必要と認める者

6 本部員は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

（平成18年第72号）

（部）

**第3条** 本部の事務を分掌させるため、必要と認める部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は本部員のうちから、部員は本部員又は本部職員のうちから、本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部長に事故があるときは、部長があらかじめ指名する部員がその職務を代理する。

6 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(区本部)

**第4条** 区の区域ごとに当該区域における本部の事務を処理させるため、区本部を置く。

- 2 区本部に区本部長、区副本部長及び区本部員を置く。
- 3 区本部長、区副本部長及び区本部員は、本部員又は本部職員のうちから、本部長が指名する。
- 4 区本部長は、本部長の命を受けて区本部の事務を掌理する。
- 5 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、区本部長があらかじめ定める順序により、その職務を代理する。
- 6 区本部員は、区本部長の命を受けて区本部の事務を処理する。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成18年12月20日条例第72号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。